

来年1月から福島自治会館の予約連絡先が変わります

連絡先 福島第一自治会長 片倉弘之
電話&FAX 546-0908
期間 令和2年1月1日～6月30日

災害時避難行動要支援者の避難支援について

1. 対策実施の背景

東日本大震災等で高齢者や障害者など自ら避難することが困難な方が多数犠牲となった。

このことから災害対策基本法が改正され、避難行動要支援者名簿の作成などが市区町村に義務付けられた。

2. 避難行動要支援者名簿

市区町村が作成し、一定の条件を付して災害時に地域において安否確認や避難支援を担う団体（避難支援等関係者という。自治会もその一つに想定されている）に事前に配布する。市内の名簿登録者数は約3,500名。一自治会あたり0～230名（平均36名）

（ご参考までに）H30/10/25現在の当地区の名簿登録者数は、福島第一40名、第二23名、第三29名、第四32名、第五39名

3. 避難行動要支援者の範囲

①要介護3から5までの高齢者 ②障害者 ③その他市長が認めた者

4. 市から名簿の提供

名簿を提供する際は避難支援等関係者と覚書を締結する。

5. 避難支援の具体的な内容

名簿登載者への避難支援は避難支援等関係者の任意協力によるもので、発災時には

- ①自分自身及び家族の安全確保
- ②可能な範囲で名簿掲載者の安否確認
- ③必要に応じ避難場所への避難支援
- ④名簿掲載者に関する情報を市災害対策本部に提供

6. 今後の調整とスケジュール

- ①名簿を受けるかどうかはそれぞれの自治会の判断とする
- ②提供する名簿の範囲は、当該自治会区域に限定する
- ③個人情報保護の観点から名簿の管理等について市と自治会で覚書を締結する
- ④平成31年度から制度が開始されるが、自治会については令和元年度中に結論を出す

7. 福島連合自治会としての対応方針

福島第一～第五自治会の各会長により協議した結果、「それぞれの自治会は、特別の事情がなければ名簿を受け取ることとする」という結論に至りました。

今後各自治会が最終判断し、名簿を受け取る場合は市と各自治会長の間で覚書を締結することになります。ご不明な点ありましたら、所属の自治会役員にお尋ねください。